

平成22年度第18回 税制調査会議事録

日 時：平成22年12月8日（水）15時15分～

場 所：合同庁舎4号館11階 共用第1特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。本日は、主要事項のうち、法人課税等、雇用促進税制等、環境関連税制について、とりまとめに向けた審議を行います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、早速、議題に入ります。まず、法人課税等について、尾立政務官、逢坂政務官から御説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

まず、主要事項として御議論いただくこととしております法人課税等について、とりまとめの方向性を御説明させていただきます。恐縮でございますが、お手元の「資料（法人課税等）」というものをお手にとっていただきたいと思っております。

まず、2ページ目でございますが、法人実効税率については現在調整中であり、P、ペンディングとさせていただきます。

なお、これまでの閣議決定において、雇用の確保及び企業の立地環境の改善等の観点から法人実効税率引下げが言われていること。また、法人実効税率引下げについて、課税ベースの拡大などの財源確保と併せて検討することとされていることや、新たに減収を伴う税制上の措置について、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施することを原則としていることについて確認しておきたいと思っております。

こうした閣議決定等に照らし、法人実効税率引下げの効果や財源について改めてどう考えるかという論点がございます。

次に、4ページ目をおめぐりください。中小法人に対する軽減税率についても現在調整中であり、Pとさせていただきます。

なお「検討の視点」としては、3日に御説明したとおり、基本税率とのバランス、個人事業主に適用される所得税の税負担とのバランス、課税ベースの見直しによる財源確保をどう図るかという観点からの検討が必要と考えております。なお、税率1%当たりの減収額は250億円弱となっておりますことを申し添えておきたいと思っております。

また、昨日いただきました民主党の提言においては、中小法人に係る軽減税率について、脆弱な財務基盤の中小企業を更に応援できるように、民主党が11%を主張した経緯もあり、財源を確保しつつ引下げを目指していくべきであるとの考え方をお示しいただいております。

このように、中小法人に対する軽減税率については財源確保との関係があるため、中小企業関係の租税特別措置の要望について2次査定において主要事項の中で取り上げることを意味するバーとさせていただきます。そのうち主なものを5ページ目にお示しさせていただきます。

いております。これらの項目については、軽減税率の要望を行っている経済産業省において御検討をいただいた上で調整いたしたいと考えております。

次に、企業立地等を促進するための政策税制案について御説明いたします。

企業立地等を促進するための政策税制として、内閣府から総合特区制度に係る税制上の特例措置、経済産業省からアジア拠点化推進税制に関する要望が出されております。すみません、9ページでございます。ここがございますとおり、新成長戦略の施策として要望が出されておるところでございます。

10ページ目をおめくりください。総合特区制度の税制上の特例措置の案でございます。

まず、国際戦略総合特区について、①として、特区内において、認定計画に記載された事業を行うために一定規模以上の設備等を取得する場合の特別償却及び税額控除制度。②として、特区内において、事業者が、専ら、認定計画に記載された事業を行う場合、一定の要件の下、所得控除ができる制度を創設してはどうかという案でございます。

次に、11ページでございます。地域活性化総合特区について、エンジェル税制の適用対象となる株式会社の範囲に特定地域活性化事業を行う指定法人を加えてはどうかとの案でございます。

12ページにお進みください。アジア拠点化推進税制は、グローバル企業のグループ会社で、専ら、統括事業または研究開発事業を行うもののうち、事業計画について主務大臣の認定を受けたものが一定の要件を満たす場合、所得控除ができる制度を創設してはどうかという案でございます。また、当該グループ会社の取締役等が、その親会社であるグローバル企業から与えられたストックオプションを、現行のストックオプション税制の対象にしてはどうかという案でございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

国税に引き続きまして、地方税について御説明させていただきます。お手元の「資料（法人課税等〔地方税〕）」を御覧ください。

資料の1ページ目でございます。法人実効税率及び中小法人に対する軽減税率についてはPとさせていただきます。

なお、法人税率の引下げは我が国企業の国際競争力の維持・向上等の観点を踏まえ実施を検討するものと承知をいたしております。加えて、地域主権改革を推進する観点から全体として地方の税収に極力影響を与えないよう検討する必要があるかと考えております。

次に、資料の2ページ目でございます。

上段を御覧ください。総合特区制度に係る税制上の措置（案）に対して、地方税については、国際戦略総合特区の地方公共団体の指定を受けた事業者に対する法人税の特別償却また

は所得控除を法人住民税及び法人事業税に反映させてはどうかという案でございます。

資料の下段でございます。アジア拠点化推進税制（案）に関し、地方税については、主務大臣に事業計画の認定を受けた企業に対する法人税の所得控除を法人住民税及び法人事業税に反映させてはどうかという案でございます。また、所得税のストックオプション税制の対象拡大を個人住民税に反映させてはどうかという案となっております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

次に、雇用促進税制等につきましては雇用促進税制等PT座長であります私から御説明をいたします。「雇用促進税制等PT最終取りまとめ」と書いてあります資料があると思いません。

この1ページ目を御覧いただきたいと思えます。雇用促進税制の適用要件について、まず説明をいたします。

この雇用増加要件については、雇用増加事業所における平均的な増加率が10.6%であったことを踏まえ「10%以上の雇用増」としてはどうかと考えます。また「成長企業」を対象とするとともに、すべての企業に一層の雇用増努力を促す観点から「〇人以上」、すなわち複数人以上の雇用増も併せて要件としてはどうかと考えております。

次に2つ目の要件は、事業主都合による離職のないことです。

2ページ目をお開きください。3つ目の要件でございますが、支払給与額増加要件です。雇用の質にも配慮しなければならないため「支払給与額」が、一定の算式で算定した基準額よりも増加していることを要件としております。

3ページ目は対象除外業種と手続についてですが、説明は割愛いたします。

4ページ目を続いてお開きください。税制上の優遇措置については、分かりやすい仕組みとするため、雇用純増一人当たり一定額の税額控除ができる制度としてはどうかと考えております。税額控除額は、所要財源の規模にも関連いたしますので、雇用増加要件の定数の基準と併せて、主要課題である法人課税の論議と並行して検討を決定することとさせていただきたいと考えております。

続いて、5ページ目をお開きください。育児環境整備のための税制措置として、次世代法の認定企業に対し、行動計画の期間中に取得等をした増改築を含む建物について32%の割増償却を認めるというものでございます。育児環境整備に積極的な企業に認定を与える次世代法の枠組みを活用することで、子育て支援、女性のM字カーブ対策、男性の子育てへの参画などの効果が期待できるのではないかと考えております。

6ページ目をお開きいただきたいと思えます。障害者雇用の場合の機械等の割増償却について、重度障害者が就労面で特に厳しい状況に置かれていることを踏まえ、重度身体障害者等を多く採用する事業所が広く対象となるよう、拡充した上で延長してはどうかと考えております。

7 ページ目をお開きください。企業の環境関連の設備投資等を推進するための税制については、経済産業省のグリーン投資減税の要望を認めることとしたいと考えますが、特別償却率等は所要財源の規模との関係もございますので、法人課税の議論と並行して、検討・決定することとしたいと考えております。

以上でございます。

それでは、質疑に移りますが、まず池田副大臣より資料の提出がございますので、御説明を最初にお願いいたします。

○池田経済産業副大臣

ようやく発言の機会を得ました。

まず申し上げたいことでございますが、法人実効税率の引下げについて、法人税の世界で厳格にペイ・アズ・ユー・ゴー原則を適用するという考え方もあるようではありますが、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則を厳格に適用することになれば法人関係税の入替えだけで終わり、引下げの目的である経済の活性化にはつながらないと考えます。

民主党の提言の中でも、減収を行えば経済が活性化し、後年度増収が得られる可能性があると思っております。私が従来申し上げてきた法人税引下げが経済成長につながり、中期的な増収効果が期待できるという動的な考え方が取り入れられております。

また、見合い財源に固執する余り、かえって経済成長を阻害することがないように留意する必要があるという考え方が打ち出されておまして、まさに我々が主張してきた経済成長のための法人税引下げという政策目的と合致していると思っております。

党からの提言は、今日は中野寛成座長もいらっしゃいますが、言わば民意でございまして、政治主導の改革を実現するために、政府税調でも真摯に受け止め、中長期的な経済成長の効果も考慮し、実質的な負担減となるよう、法人実効税率5%の引下げを実現すべきである。このことをまず申し上げたいと思っております。

引下げの効果につきましては、法人税引下げの効果や財源についてはいろいろと指摘をいただいたので、配付資料「法人実効税率引下げの効果と財源について」をお配りしております。

1 ページ目でございます。これは表紙の裏ですが、以前にもこの場で御説明いたしました。法人税率を5%引き下げた場合の効果をおよそ600社に対するアンケートに基づき試算したものであります。

法人税率を引き下げなかった場合との比較で、GDPを合わせて14.4兆円押し上げる効果等があると試算されております。こうした効果を踏まえれば、法人税率引下げが経済成長につながり、結果的に、数年後に最大の増収効果につながるという動的な視点を持つことが重要と考えております。

2 ページ目を御覧ください。本年9月以降、各産業界・労働界の参加を得た国内投資促進円卓会議におきまして、国内投資促進と新たな雇用創出のために実施すべき対応策が検討されました。

熱心な議論が積み重ねられた結果、11月29日にとりまとめられた日本国内投資促進プログラムにおいては、経団連から提示された、政府が、法人実効税率の引下げ等の成長促進型の施策を講じた場合に、民間設備投資を5年後に約84兆円、10年後に約104兆円まで拡大するという投資行動目標が明記されております。

こうした経済界の国内投資、雇用に対する積極的な姿勢は高く評価すべきものであると考えます。その意欲的な目標の前提の一つとなっております法人実効税率の引下げは、政府として是非とも実現すべきと考えております。

5ページ目であります。法人実効税率の引下げの財源につきまして、まず繰越欠損金の使用制限は、法人実効税率5%引下げを条件に産業界と調整中であり、かなり理解は進んでいると考えております。

経済産業省としては、資料にある項目を合計して、現段階では5,000億円台前半を検討中であり、

なお、ナフサ課税について一言触れておきたいと思っております。

以前に、もう忘れちゃったけれども、財源として挙げられているナフサ課税につきましては、党の提言においても世界的に課税している例はなく、世界標準に照らした対応を求めるものであると記載されております。世界中の国で非課税が常識でありまして、課税するとの議論が二度と起こらないよう、非課税措置を明記していただきたい。このように考えます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

○池田経済産業副大臣

少し待ってください。中小軽減税率について触れませんでしたので、一言触れたいと思っております。いいですか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○池田経済産業副大臣

中小軽減税率の引下げの財源につきましては、経済産業省としてできる限りの努力をいたします。他方、中小軽減税率の引下げは全国の中小企業の期待が極めて高く、ペイ・アズ・ユー・ゴーを超えて、思い切った引下げ幅で実施していただきたいと考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

これから御意見を求めますが、最初に尾立政務官から発言を求められていますので、どうぞお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

池田副大臣、どうもありがとうございます。

ただ、そもそも9月の経済対策の閣議決定におきましては、法人実効税率の引下げについては、課税ベースの拡大による財源確保と併せ、平成23年度予算編成・税制改正作業の中で検討することというふうにされておりました。しかしながら、要望当初から本日に至るまで、こうしたペイ・アズ・ユー・ゴー原則の考え方を守っていただけていない状況であるということをもまず申し上げたいと思います。

本日、財源案を具体的な項目ごとに出していただいたことは非常に多とさせていただきたいんですけども、ただ規模については、5,000億円台前半という金額は御要望の5%の税率引下げに必要な財源、今、厳密な計算ではございませんが、1兆数千億円程度という中で全く不足しておるということをお知らせしたいと思います。

どうか引き続き、5%の実効税率の引下げを御要望されるのであれば、さらなる財源の、相当程度の財源の積み増し・上乘せが必要であり、財源確保に向けた努力をお願いしたいと思います。

また、中小企業向けの軽減税率の財源についても御努力いただくということでございますが、具体的な項目を併せて出していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

池田副大臣、どうぞ。

○池田経済産業副大臣

尊敬する尾立政務官ともあるまじき発言でありまして、あなたが配った法人実効税率についてというこの紙をよく読めばどういうことが書いてあるか。課税ベースとおっしゃいますが、新成長戦略では「課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し」と、それから、今、取り上げた経済対策も「課税ベースの拡大等による財源確保と併せ」と書いてあるわけで、正確に御紹介いただきたいと思っております。

我々は大変な財政が1990年以来ありまして、我々もその認識は共有しております。だからこそ日本経済を活性化しなければならないということで提起をしているわけでありまして、成長戦略にも書いてありますし、今、おっしゃった経済対策にも書いてあるので、これはやはり言わば公約でありますので、非常に分かりやすい形で実行するのが新政権の我々の課題といえますか、仕事ではないか。このように付言をしておきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

ありがとうございました。

私がお願いしたいのは、これ以上の積み増しがお願いできるかどうか。また、していただけるお気持ちがあるかどうか。そこを確認させていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

池田副大臣、どうぞ。

○池田経済産業副大臣

いつも財源と言われて、私も何回も聞くと、つい、その気になりまして、経済界首脳とも直接説得をいたしました。そして、今、5,000 億円ちょっとを出しておりますが、まだ紹介はできませんが、本当にぎりぎり、何とかしたいというところもないわけではありません。それはできるだけ早く決着をつけて、皆さん、特に財務省の方がそうおっしゃるわけですから、財源も一部は当然、手当てをしなければならないというのも、この状況ですから分からないでもないんですが、やはりこの政策としての法人税の引下げの本旨をよく考えていただいて、100%財源を言うのではなくて、全体をよく見ていただきたいと私は逆に申し上げたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

中野座長、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

池田副大臣の英知と御努力に期待をいたしたいと思いますが、ややもすると、この法人税についての軽減税率については、一般的に法人に関する5%の方が中心になって、それは確かに金額的に言ってもそうならざるを得ないですが、中小企業の11%を目指すという方がどこかに隠れてしまって話題にもならないというような回が多かったように思います。どちらかといえば、中小企業への減税、軽減税率というものはむしろ優先して考えられるべきテーマではないかということが1つ。

それから、これは一つ質問であります、先般も少し触れましたけれども、ある意味、法人の協力、政府に対する協力と法人同士の協力という意味からも、余裕のあるところに御協力をいただいて、より厳しいところへフォローしていくというのも、ある意味、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則の精神に見合うことではないかと思えます。

例えば円高によってより利益を得る分野と、大変苦渋をなめる分野とがあるという両面があって、むしろ輸出・輸入が同じならば為替の問題はほとんどのはずなわけでありまして、それらのことも幅広く考えるべきであろうと思うんですが、例えばその一環として、また内部留保金の問題を持ち出して恐縮ですが、これは課税・納税をした残りを蓄積されているということは百も承知であります。しかし、余裕のあるところ、やむを得ず中小企業のように、融資を受けるためのもののお金としてそれをせざるを得ない。こういう企業も多くあることは事実であります。

しかし、先般と申しますか、この税調を始める当初のころによく財務省から、内部留保金は200兆円ありますとか、またはこの5%減税をしたら、それはどこに使いますかというアンケートを取ったら、3割だったか、5割だったか、これは要は、またそれが内部留保に回るといようなアンケート結果などを財務省から示されました。あれはいつの間にか話題にならなくなりました。それはそれなりの何か事情があるのかもしれませんが、それはそのまま消えっ放しでいいんでしょうか。それが消えるなら消えるで、なぜそう消えるのかという説明が必要なのではないか。むしろ、そこからこの議論が入ったような気がします。

そして、それは単に5%の減税が要らないという理由づけにしようとしたのだったのか、何だったのか。これがいまだによくわかりません。

これらのことを考えますと、例えば全く乱暴なことを言いますが、200兆円あるとします。1%御協力いただければ2兆円です。今、頭を悩ませているものを全部解決してマニフェストどおりにやるとおつりが来る。そんな理屈が、へ理屈ですが、成り立たないわけではない。何かもう少し俯瞰的に、大所高所に立った判断をするものがどこかにないのかという気が、今、しているということが1つです。

もう一つ、中小企業の立場から申し上げたいのは雇用促進税制で、これはPTの段階でも少し意見を申し上げて、厚労省の中でも早速、私の意見を採用して、いろいろ御検討をいただいていることを漏れ伺って、ありがとうございます。

例えば生活衛生関係で、これは厚労省所管ですが、これは労働の関係ではなくて衛生の観点から、現場では保健所の所管になっているものが多いです。美容・理容・クリーニング、一般の飲食店サービス業等々、たしか120万事業所、600万従業員ぐらいいらっしゃいます。この分野というものは大変、中小というよりも零細と言っているような業界が多いわけですが、しかし、雇用の安全弁みたいな役割さえも、ダムの的な役割さえも果たしていただいている。

ただ、この雇用促進税制でいろんなメニューをつくっても、それがそういう方々にはなかなか知られない。知らせる機能もない。単にインターネットや政府広報でやったとしても、現場で汗水流して働いているそういう事業所の人たちに知られるということは大変なことです。むしろ経済産業省の御協力をいただいて、商工会議所や商工会、また総務省の御協力をいただいて地方自治体、そういう窓口でより一層使い勝手のいいものをやはり広く知っていただく工夫というものはとても大切ではないかと思えます。

これらのことも含めて、総合的に御判断をいただきたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。大変有意義な意見をいただきました。

それでは、峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

この経済産業省の出された最後の法人実効税率5%引下げの財源の中身なんですが、繰越欠損金の使用制限のすることについて、私もこれは去年から一つ重要なテーマだと思ってやってまいりました。それで、これで見ますと、大法人80%に制限して、繰越期間を7年から延長するということになると、100を80で割って1.25になるのでしょうか。それを7年かけると8.75年。つまり、そうすることによって、これは実質上、税込中立ですね。私は、ここは大胆に大法人50%に制限して、繰越期間を7年から14年。要するに、それでも変わらないわけです。

そういう意味で、なぜ延ばすかというのは、やはり投資をして損失をある意味では確保しながら、中長期的にそれを取り戻していくという意味では非常にリスクをかけて、これをあ

る意味ではやるという点で、これは法人実効税率5%の引下げの財源というよりも、むしろ投資を中長期的に、いわゆるリスクをかけて投資させることに誘引を与えるという点で非常に重要なので、ここは法人実効税率5%引下げを条件に産業界と調整中とあるんですが、私はそこはもう少し大胆に、これを50%にして、そして、この繰越期間を少し延ばすという形にすることによって、これは金額的には上がってきますし、これは経済界にとって絶対に損ではない話でありまして、こういった点は少し、この法人実効税率5%の引下げの財源の中に、当座は1年目は入るのかもしれませんが。2年目も入るのかもしれませんが、ここは中長期的にみると税制中立でして、これは別の意味で少し大胆に税調としては掘り下げていただきたいと思っている点です。

それから、5%に引き下げて雇用が、この経済産業省の数字を見ますと121万人というふうにあります。製造業で69万人ですか。最近の新聞を見ますと、どここの自動車会社がブラジルに工場を建てたとか、あるいはインドに建てたとか、こういう製造業の方々が、自動車工業会もいろいろと書いておられますが、私は非常にこれまでも大きな、日本経済を引っ張ってこられた、あるいは雇用を守ってこられたというふうに高く評価している産業なんです。我々が今、見て見ますと、こういう産業が出ていかざるを得ないというのは、日本の労賃と、現地における労賃とを考えると、やはりなかなか日本にいて難しいのかな。そういう方々の、いわゆるこの国内投資を促進するためにも思っている、但实际上、今は新聞紙上に出てきている大企業の皆さん方の設備投資行動を見て見ますと、ほとんどは海外に向けて進出されていることが多いのではないのだろうか。そこで私は、今、民主党のPT座長がおっしゃったように、やはり雇用をしっかりと国内的に守ってくれるのは中小企業ではないかと思えてならないわけです。

そういう点で、このいわゆる中小企業の法人税率の引下げの問題は、私は全面的には賛成しませんけれども、しかし、そういった意味で私はやはり、こういう大企業の方々が本当は国内に残ってもらいたいけれども、今やこういうかなり成熟した産業の方々は、この法人税率が下がったくらいでは、私はなかなか行かないのではないのだろうか。この見通しも非常に甘いのではないのだろうかと思うんですが、この辺りは池田副大臣、そういうことは本当に保証されるのでしょうか。これが2点目でございます。

それから、アジアに対する拠点化のところ、先ほどエンジェル税制というものがぽんと出てきてびっくりしたんですが、エンジェル税制というものは今でも経済産業省が所管になっていますけれども、これは機能しているんですか。

もう一点、ストックオプションに対する、地方税も国税もあるんですが、今、私はストックオプション税制というものは上場前の企業はともかく、上場企業では余りいい制度ではないと思っている一人なんですけれども、これはいわゆる分離課税にするという意味なんです。これはどういう、いわゆる適格税制ということなんだろうと思うんですが、それがもし分かったら、どういうふうに中身を評価されているのか、教えていただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

今のは御質問が含まれておりましたので、池田副大臣、おられますか。

○池田経済産業副大臣

まず、繰越欠損金の問題を申し上げたいと思うんですが、産業界と調整しているんですけども、調整の中でわかったことは、一部企業に財務上深刻な影響を与える可能性があるということでもありますので、我々は先ほど申し上げた主張をしているわけでありまして、全体の仕組みといたしますか、それは峰崎さんのおっしゃるとおりで、私も思います。そういうぎりぎりの調整をした中での数字が80%であり、これ以上制限しますと、今、やっておりますが、なかなか責任は持てないという感じがいたします。

それから、企業が海外に出ていく理由については確かにそういうあれもございしますが、人件費等もございしますが、やはり現実の企業自身のインセンティブというものは、その企業会計の中で余裕が出てくるということで、法人税の引下げというものはその負担軽減になるということでもありますので、これはそれが全部ではありませんけれども、効果としてはだれしもあると考えるのが普通ではないかと私は思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、平野副大臣、どうぞ。

○平野内閣府副大臣

日本は今、御案内のとおり、経常収支はずっと黒字です。それで、黒字は何を意味するかといいますと、国内に相当お金がたまっているということの意味するんだと思います。それで、新国債を44兆円出そうが何をしようが、不思議なことに、どんどんはける。はけるというのは、どこかで国の中に相当お金がたまっているということであると思います。

恐らく一つの大きな要因は、やはり企業の中に相当、内部留保が、この話については何回もこの場で出たと思いますけれども、あるんだろうと思います。そういう中で法人税率を下げるということで、実質的に減税になるんだということであれば、今のままでしたらひょっとして、そのお金は海外投資に回るかもしれない。あるいは内部留保に回って、また国債の財源になるんですから、ぐるぐる回って戻ってくるということになるのかもしれませんが、そういう可能性が非常にあります。

だとすれば法人税を下げて、それが確実に国内投資に回る、あるいは内需拡大につながるといったような方策が、確実にというのはなかなか難しいですけども、ある程度、担保できるような方策というものも、これはやはり併せて考えておかなければならないのではないかと思います。

企業が今、国内投資をするためにお金が不足しているわけではない。勿論、赤字の企業がそうかもしれませんが、体制としてはそうではない。マクロ的に見ればそういう感じが強くなりますので、その辺のことについてもきちっと現状の分析をした上で、これを下げるのであれば、本当に国内投資か、あるいは雇用の促進につながるというようなことが見えるといたしますか、ある程度、担保できるようなことがセットになっておくことが必要ではないかということをおし申し上げさせていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

中野座長、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

繰越欠損金については、中小企業への配慮というものは、この場合は当然、加えられなければいけないと思いますが、池田副大臣におっしゃっていただきましたけれども、50%にこだわらず、延ばすことも含めて、やはり現在の財源の問題と考え合わせますと、もう一踏ん張り、バナナのたたき売りではありませんけれども、御努力の余地があるのではないかと思います。峰崎さんがおっしゃられたことに大体、私も賛意を表します。

それから、先ほど内部留保の話を質問しました。まだその答えは返ってきていませんが、今、平野さんが言われたことの気持ちも同じような意味で私はわかるような気がします。これについてはもう少し、企業間、産業間でもお互いに、この厳しいときに法人同士、国を経るの間接的になっても、また国家財政についても、そして法人の国際競争力をみんなでつけるという意味からも、そういうお互いの協力というものはあってしかるべきなのではないでしょうか。それで財務省に、もう一度、私は考え直していただきたいと思っています。

○東内閣府副大臣

尾立政務官の答弁の後でお願いします。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

それでは、幾つかの質問が出ております。

まず、エンジェル税制とストックオプションの利用状況については、今、手元に資料がございませんので、特にこれは経産省さんの主管でございますので、相談して、また明日以降に資料が提出できるようにしたいと思っております。

もう一点はアジア拠点化税制の中で、グローバル企業が役員にストックオプションを付与した場合の税制でございますが、これは例えば外国人の役員の方が日本で働いて、親会社が海外にあるような場合に、そのストックオプションを与えた場合、技術的に、いつストックオプションを与え、いつ行使したかというようなことが把握できるかどうか。ここが今、技術的な問題ということで詰めておるということでございます。

もう一つ、内部留保の問題については、御指摘いただいたとおり、当初、我々から問題提起をしておりますもので、今後の予定なんですけれども、明日、自由討議の時間があると伺っておりますので、そのときにできるだけ資料をお出しして、また検討させていただけるようにしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

少し確認なんですけれども、アジア拠点の中ではストックオプションを付与した場合には、

それは税をかけないということですか。

○尾立財務大臣政務官

日本人の社員であれば当然、ストックオプションの優遇税制があるわけなんですけれども、外国人の役員の方で、例えば本籍が外国にあったりした場合、外国においてストックオプションがその方に付与されても、なかなかその実態を把握しづらいので、税制としてしっかり事実をとらまえるということが可能なかどうか。そういう検討をしようということですか。

○峰崎内閣官房参与

検討するということですね。

○尾立財務大臣政務官

はい。

○五十嵐財務副大臣

それでは、お待たせしました。東副大臣、お願いします。

○東内閣府副大臣

税調の論議も本当に大詰めを迎えてきている今日、改めて五十嵐財務副大臣並びに尾立政務官、また逢坂政務官には敬意を表したいと思います。極めてクールな議論が行われておりますが、また大詰めを迎えるに当たって、血も涙もある議論を更に続けて、いい答えを出したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

法人課税について幾つか申し上げたいと思います。初めに、金融庁の要望の協同組織金融機関の一般貸倒引当金に係る割増特例措置の恒久化について申し上げたいと思います。

もう皆さん御案内のとおり、信用金庫等の協同組織金融機関の顧客であります中小企業をめぐる資金繰りについては、景気を反映して依然として厳しい状況が続いております。このため政府としては、中小企業支援に全力を固めるべく、先般成立した平成 22 年度補正予算の中でも、総額 15 兆円規模の資金繰り支援策を実施するための諸施策が手当てされているところです。また、金融庁においても中小企業円滑化法の期限について、延長も視野に入れつつ、現在、検討しているところです。

また、信用金庫等の不良債権比率は、皆さん御案内だと思いますが、地銀と比べても 5 割以上高い状況にあって、そしてリスクを取りながら頑張って、内部留保を厚くすることによって自己資本を充実することが必要不可欠であるというのが実態であると思います。

このような状況において、本措置の継続は是非とも必要でありまして、本措置の恒久化についても特段の御配慮をお願いしたいと改めて申し上げておきたいと思います。

そして、先ほどお話がありました法人税率引下げの代替財源についても意見を申し上げます。池田経済産業副大臣から御提示がありました、欠損金の繰越控除の見直しについて一言申し上げたいと思います。

これは以前から御説明申し上げているとおり、欠損金の繰越控除というものは損失と利益の年度間調整のために設けられている制度であることは言うまでもありません。仮に見直しが行われる場合には、欠損金を有する企業も法人税を支払うことを余儀なくされることにな

りまして、企業の財務悪化要因になる。本日、経済産業省より欠損金の使用をその事業年度の所得の80%に制限するとともに、繰越期間の延長を行う。最終的に決まったのかどうかはわかりませんが、そういう案が提示されました。万一、このような見直しが行われる場合には、先ほどお話があった繰越期間の十分な延長が必要であること。また、それだけではなくて、繰越期間の延長に当たっては過去の欠損金も含めて延長の対象とすることが必須であるということを強調しておきたいと思います。

金融機関は、リスクを取って金融の円滑化に努めており、損益のぶれが大きいビジネスであるため、欠損金の繰越控除による損益の平準化が特に重要であることに御留意していただきたい。

次に、前回と同様、金融機関の財務に大きな影響を与える項目について、それぞれ申し上げておきたいと思います。

まず異常危険準備金については、仮にこの見直しが行われる場合には、巨大災害発生時の損害保険会社の財務の健全性に悪影響を及ぼすおそれがあるので、是非とも維持・存続をお願いしたいということです。

次に貸倒引当金についても、仮にこの見直しが行われた場合には金融機関の財務悪化要因になり、円滑な金融の妨げになりかねませんので、本制度の見直しも全く不適當な措置と考えております。

第3に受取配当の益金不算入制度、つまり益金の非課税化ですが、これは法人税の二重課税の調整のため設けられている制度であります。現在でも一部が制限され、法人税が二重課税される状態になっておりまして、前回は御説明申し上げたとおり、国際的に見ても我が国の益金不算入制度は大きく見劣りしているところであります。このような中、受取配当の益金不算入、つまり非課税割合を更に下げることは、税理論から見ても、国際的な制度比較の観点からも全く不適當な話であると考えております。

更に実態経済への影響という点でも、仮に受取配当の益金不算入制度について見直しが行われる場合には、株式の一層の売り圧力を招くこととなるおそれがあること。また、金融機関は国内法人が保有する株式のうち、現状、約6割を保有しており、本制度の見直しはまさに金融機関をねらい撃ちする措置であることにも御留意願いたいと思います。

最後に、協同組織金融機関の固定資産税等に係る特例措置については、信用金庫等は、皆さん御案内のとおり、営業区域が限定されています。収益性が低い地域に多くの店舗を配置した上で、中小企業等への資金供給の役割を果たすために必要なものであり、本措置の見直しについても全く不適當であるということを念のため申し上げておきたい。信金・信組、大体一店舗当たり1,000万円ぐらいの利益です。地銀であるならばそこに1億円強で、明らかに差があるということを十分御留意していただきたいと思います。

ただいま申し上げたように、これらはいずれも税理論から見ても、実態面から見ても合理的な理由があって設けられている措置であります。したがって、法人税率の引下げ、そして代替財源探しがまずありきという議論の中で、合理的な制度を拙速にねじ曲げてしまうのは

将来に禍根を残しかねないこと。また、このような正当かつ合理的な措置に手をつけることで、本来、経済の活性化を目的とした法人税率の引下げが結果的に円滑な金融の妨げとなり、ひいては実態経済そのものに悪影響を及ぼしかねないこと。更に、いささか老婆心ながら申し上げますが、これは一体、何のための見直しなのか。もう一度、原点に立ち返って考えていくことが改めて必要なのではないのかと申し上げたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

池田副大臣からどうぞ。

○池田経済産業副大臣

幾つか法人課税についてお話が出ましたので、私の方から少し発言したいと思います。

まず、中野会長からおっしゃった繰越欠損金については、中小企業は対象外とするつもりでございます。

それから、内部留保に回るといのはよくある議論でございますが、私もこの場で大分前に、財務省が出してきた帝国データバンクの調査で、これは中小企業9割の調査なんです。経産省のアンケートは4,000社で、大と中が4対6の割合でございますが、私は中小企業は自己資本比率はまだ十分でなく、債務返済等に回さざるを得ない企業が多いものと考えているわけでございます。そういう点で、まず出発点が少し違うのではないかということをお願いしたいと思います。

また、海外に本当に出るのかという話でございますが、確かにそれは人件費等がございませぬけれども、政府として裁量可能なものは、やはり政策を打てるものは税制しかありませんので、そのことを私は申し上げているわけでございます。

それから、この経産省のアンケート調査について全く同じように、果たして効果があるのかどうかという議論がたびたび出ておりますが、しからばお聞きしたいんですけれども、これは経産省の調査だから信用できないのか、こういう将来予測というものが信頼できないのか、どちらなのか。こう言いたい。将来はだれもわからないわけですから、それでは皆さん、そういう予測調査などを自分の何か著作あるいは発言の参考にしないのか。効果試算であるから信用できないとか、そうであれば全く、それは議論のほかではないかということをお願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

私は野党の時代から、ずっと租税特別措置を検証してまいりました。そのときに、各省庁から出てくるときにアンケートをよく取ります。そのアンケートというものは、本当にこれは客観的なアンケートなのかどうかということが疑わしいものが本当にたくさんあるんです。それはやはり、だれに対してどんな基準でアンケートをするかというときに、該当す

る利益を受けている企業にアンケートを取ったら、大半の企業はやはり、これは残してくれというふうになるのは決まっているわけです。このアンケートの 600 社は一体、どこをどのような基準で客観的にやったのかということについては、それは基本的にはやはり我々は疑わざるを得ないんです。

そういう点では、本当にこれは客観的に見てこういうふうになっていくのだろうかというときに、先ほども申し上げたように、今、巨大な企業というものが世界に向けてどんどん出始めているときに、本当にこういう法人税の減税をやったら果たして雇用を国内で増やしていただけるのだろうか。これは非常に疑問に思っているわけです。それでこういうふうに本当に行くのだろうかというのは率直に申し上げて、私自身はまだ懐疑の気持ちを持っていることは間違いありません。

○五十嵐財務副大臣

海江田大臣、どうぞ。

○海江田内閣府特命担当大臣

なるべく皆さんの御意見を聞いていたんですが、少し堂々めぐりになっておりますので、やはり今度の税制改正の大きな目的というものはデフレ克服と、それから恐らく格差の是正ではないだろうかと思っています。

先ほど平野副大臣からもお話がございましたけれども、デフレ克服ということで言いますと、今、GDPギャップの問題がございまして、7－9月が比較的成長率が高かったものですから、それまでの 25 兆円が 15 兆円になりましたけれども、やはり依然としてかなり大きなギャップがある。これを埋めるのは、これは国の財政出動だけではとてもできない相談でありまして、やはり民間の投資が付いてこなければいけない。

私は、今、経産省が出しましたいろんなデータについて議論がありましたけれども、むしろ国内投資促進円卓会議、あるいは新成長戦略実現会議というところで、これは経産省が出しました資料にも出ておりますが、やはり設備投資を、今、62 兆円まで落ち込んでおりますものを、15 年に 84 兆円、それから、2020 年に 104 兆円。これは大変大きな、経済界の側からの一種の決意表明であろうと思います。ですから、これをどういう形でまさに実行させるのかということ、やはりこれは政治の場で、特に菅総理などに頑張っていただきたいと思っておりますが、まずやはり、せっかくそういう数字が出てきた。これに対して我々もそれなりのメッセージを送る必要があるであろう。

それから雇用の面につきましては、これはもう御案内であろうと思いますが、我が国の雇用の 7 割まで占めておりますものが中小企業でございまして。ですから、中野座長からもお話がありましたけれども、私はこの税率引下げの問題を、大企業だけの議論が少し先行しておりますが、やはりこの中小企業に対してどういう形で、この引下げあるいは負担の軽減をしていくのか。税率だけではありませんで、今、お話がございました各種の施策もございましてけれども、そういうものを含めて、中小企業にどうやって雇用を支えてもらうのかという、この 2 つの観点が必要ではないだろうか。そのように思っております。

○五十嵐財務副大臣

亀井会長、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

国民新党も中野座長のお考えと大変似たところがございます、やはり法人税を減税した分が投資に回らないと意味がない。ですので、今回の予算でなるべく、貯蓄ではなくて支出、企業では内部留保ではなくて投資に回るような政策をとということです、やはり法人税減税、それは中小企業でもいいわけですから、中小企業を対象に減税をして、例えば大企業であれば投資減税をする。あるいは投資補助金というものを予算上考えるというような形の方がデフレ克服には有効ではないかと考えております。

○五十嵐財務副大臣

池田副大臣、どうぞ。

○池田経済産業副大臣

その点ですけれども、加速償却制度は黒字企業に対して単年度の税負担を軽減するものなんです。設備投資に回るキャッシュフローを増やすものではあります、企業が投資を行う際に重視する基準、中長期的な利益率の引上げには効果がないと我々は考えております。

○五十嵐財務副大臣

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

少し話が別の話になってしまうんですけれども、障害者を雇用する場合の機械等の割増償却の延長・拡充のところなんです、これを見ますと、現行制度の要件というものもかなり厳しいような気がしますし、追加要件というものも緩和されているわけですけれども、それなりに厳しい。

ちなみに、利用実績というものが現行ではどのぐらいあって、追加要件をやるとどのぐらい利用が出てくるというふうに見込まれるかという情報があったら少し教えてもらえませんか。

○五十嵐財務副大臣

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

実は御指摘のとおり、前の制度はほとんど利用実績がなかったんです。そういうことも踏まえまして、今、この新たな要件でやろうとしておりますけれども、データについてはまた明日にでもお示しさせていただければと思います。

○平岡総務副大臣

そういう意味でいきますと、これは本当に利用されるような制度にしていく必要が、やはり障害者の方々との関係ではあるんだろうと思うんです。特に地方においては、こういう対策でいろんな障害者の方々の働く場が出てくるということは大変いいことであると思うんですけれども、思い切って、もっと利用できるような要件緩和をしていただきたいということ

をお願いしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

それでは、一応、本日はここまでとさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

法人課税等のうち、法人実効税率と中小軽減税率に関しては引き続き調整が必要な状況でございまして、池田副大臣にはさらなる御尽力をお願いいたしたいと思っております。

○池田経済産業副大臣

それは主査の方も、税調の方も是非、五十嵐さんと尾立さん、よろしくお願ひいたします。双方の努力で実現するものですからね。

○五十嵐財務副大臣

理解はしております。

○池田経済産業副大臣

よろしくお願ひします。

○五十嵐財務副大臣

その上で、会長・会長代行で調整をしていただこうと思っております。

その他の項目の雇用促進税制等につきましては、本日も余り御異論がなかったと受け止めておきまして、お示しした方向や本日の議論を踏まえて、可能な限りとりまとめ案の作成に入りたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

ただし、法人実効税率の帰趨による部分もありますので、法人実効税率等と併せ、最終的なとりまとめは会長・会長代行が引き取り、企画委員会でも御議論の上、全体会合に報告し、確認をしていただくこととしたいと思っております。

それでは、次に環境関連税制に入ります。まず環境関連税制について、尾立政務官、池田副大臣、近藤副大臣、逢坂政務官より御説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、地球温暖化対策のための税の具体案について、党や税調での様々な御意見を踏まえ、現時点での考えを整理いたしましたので、御説明をいたします。皆様のお手元の資料の「地球温暖化対策のための税について」を御覧いただきたいと思います。

1 ページ目を御覧ください。地球温暖化対策の観点から、石油石炭税を活用し「地球温暖化対策のための税」を設けることとします。税収規模は、党からの御提言のとおり 2,400 億円程度とし、CO₂ 排出量に応じた税率の上乗せを行うことといたします。

揮発油税等の「当分の間」税率につきましては、地球温暖化対策の観点や、厳しい財政事情にかんがみ、平成 23 年度においてその水準は維持することといたします。

2 ページをおめくりください。まず施行期日ですが、初年度は周知・準備のための期間を

設ける必要があるため、平成 23 年 10 月 1 日施行としてはどうかと考えております。また、急激な負担増とならないよう、税率の上げは段階的に行うこととしてはどうかと考えております。

また、免税・軽減措置でございますが、ナフサなどの既存の免税措置について「地球温暖化対策のための税」との関係を整理する必要があります。

更に、使途・支援策や他の地球温暖化対策との整合性につきましては、資料の 2 ページにあるような内容としてはどうかと考えております。

最後に関連事項といたしまして、3 ページ目を御覧ください。航空機燃料税につきましては、我が国航空会社の国際競争力、特別会計への一般財源による補てんや事業仕分けの結果、更には地球温暖化対策との関係など踏まえ、引下げを行う場合はどの程度の水準とすることが適切かということについて御議論いただく必要があると考えております。

以上、地球温暖化対策のための税に関する現時点での整理をまとめさせていただきました。以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、引き続き池田副大臣、お願いいたします。

○池田経済産業副大臣

お手元に経産省の考え方がありますが、説明をいたします。環境と経済の両立のためには、中長期的に地球温暖化対策の強化が重要であるということは言うまでもありません。そのための財源を地球温暖化対策のための税として、党の提言に大筋に沿った形で確保していくべきと認識をしております。本日は地球温暖化対策の中での今般の税制改正の位置づけや、産業界を始め、納税者の理解を得るために確保すべき点を中心に少し説明をしたいと思っております。

1 ページ。経産省としても党の提言と同様に、本税制改正は 2030 年までエネルギー起源 CO₂ を 30%削減するとの目標の実現に向け、必要な対策を抜本的に拡充するためのものと位置づけております。

2 ページ。2030 年 30%削減という目標は先進国が目指すべき 2050 年 80%削減という長期目標の達成に必要な削減幅のおおむね半分、約 5 億トン进行今後 20 年間で実現するという水準であります。決して容易ではありませんが、あらゆる政策努力を結集することによりまして、達成可能ではないかと考えております。

3 ページ。5 億トンの内訳は表に示したとおり、その実現のために規制強化や金融税制などを既存施策の強化を最大限に活用するが、それで手が届かない部分につきましては、財政支援策の拡充を図る必要があると思っております。そのために課税強化をお願いをせざるを得ないということでもあります。

4 ページ。課税の仕組みとして、既にエネルギー起源 CO₂ 対策の概念として活用されている既存の石油石炭での課税強化によるべきであると考えております。税率につきましては、化石燃料各々の CO₂ 排出量に応じて、石油石炭税の税率を引き上げるが、具体的な引き上

げ幅は今後の財政事情や産業競争力や国民生活への影響を勘案して設定する必要があると思います。

課税強化は平成 23 年度から実施し、最終的には党税制改正 P T の提言と同様、おおむね 2400 億円程度の規模を見込んでおります。ただし、現下の厳しい経済状況を踏まえ、国民生活や経済状況への激変を緩和するため、少なくとも平成 15 年に石炭課税を実施したときと同等の段階的な措置を講じるべきであると考えております。

5 ページ。税収の使途でございます。税収については、民生、産業、運輸の対策、革新的技術開発、我が国のエネルギー技術の海外展開など、エネルギー資源、CO₂ 排出抑制のために真に必要な対策に確実に充当します。その財政需要額は中長期的に年間 5,500～6,000 億円の規模が必要だと見込んでおります。現在、石油石炭税収を活用したエネルギー起源、CO₂ 排出抑制対策の予算がおおむね 3,000 億円であるため、差額の 2,500～3,000 億円程度が新たに措置すべき財政需要額となります。

6 ページ。産業界を始め納税者の理解を得るためには、税収の使途はエネルギー対策特別会計の下で「エネルギー起源 CO₂ 排出抑制のために真に有効な対策」に確実に充当すべきであると考えます。また、課税強化による影響が大きなエネルギー多消費産業や中小企業等に対して歳出面での手当をしっかりと講じていくことが必要であると考えます。

特に鉄鋼化学、セメントなどのエネルギー集約業種には、国際競争力の確保、エネルギーへの課税という趣旨にかんがみ、原料用途の石油石炭等については、本則非課税恒久化措置を講ずる必要があると考えます。また、エネルギー集約度が極めて高く、歳出による対応が困難なソーダ産業の自家発電用の石炭に対しましては、税制上の特別の負担軽減措置を講じる必要があると考えます。

更に全量買取制度及び国内排出量取引制度と合わせ、全体として国民及び産業界に過大な負担とならないものとする。特に排出量取引制度については、産業界の懸念を払拭するための対策が不可欠であると考えております。

7 ページ。税収はエネルギー特会を通じて活用すべきとの考えであります。10 月末の特別会計仕分けの指摘を踏まえ、この特会につきましては、無駄な事業や重複事業を排除する。他省庁が所管する産業の取組みに対する支援を拡充するという方向で見直しを行うこととし、行政刷新会議等とも連携し、規律性、透明性や使い勝手を向上させていきたいと考えます。

8 ページ。税収により新たな市場や雇用を創出する効果があること。2,400 億円規模の課税によりエネルギー価格がどの程度上昇するかについては 8・9 ページを御覧いただきたいと考えます。

10 ページ以降であります。この場でも議論が出ましたが、石油石炭税収を地方自治体に温暖化対策財源に充てるべきとの意見につきましては、10 ページ以降に資料を添付いたしました。詳細は割愛いたしますが、現行の石油石炭での仕組みを活用強化することで、地方の温暖化対策の促進に資することは十分可能であると考えます。また、納税者の理解を得るためにも、国が全国一律の基準で支援対象にプライオリティーを付けつつ、限られた財源を真

に効果の高い事業に着実に活用することが必要であると考えます。

国の施策を活用しても、なお財源が不足する場合には住民自治の原則にのっとり、課税自主権を行使すべきではないかと考えます。

以上、考え方を説明させていただきました。是非これを踏まえ、とりまとめいただけるよう御審議いただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

それでは、近藤副大臣、お願いします。

○近藤環境副大臣

ありがとうございます。12月6日に民主党からいただきました地球温暖化対策のための税に関わる提言も踏まえ、地球温暖化対策のための税に関する環境省の考え方を説明させていただきます。

お手元の資料の1ページ。地球温暖化対策のための税の効果に関しましては、平成20年11月に中央環境審議会の専門委員会において、低率の課税でもその税収が環境保全に使われれば、大きな削減効果が見込まれるとされております。具体的なCO₂削減効果については、中央環境審議会中長期ロードマップ小委員会で試算されています。幾つかのパターンで試算されておりますけれども、そのうち炭素1トン当たり1,000円の税率の場合、環境省の提案している免税措置。これは現行石油石炭税における免税措置と同じものでありますが、これを考慮すると税収は約2,500億円となり、おおむね民主党の提案に該当いたします。

この税収を全額エネルギー起源CO₂対策に当てることを前提にして試算した結果、2020年時点において、900~1,400万トン、つまり1990年排出量比約1%削減されるという結果になっております。この1%という数字は課税による排出抑制効果と税収をエネルギー起源CO₂対策に充てた場合の排出抑制効果を合わせたもので、2020年において1990年比25%削減するとの目標の中で、ぎりぎり意味のある削減量と考えています。

また、モデル計算では、税収を当てる対策を機械的なルールにより選択しておりますけれども、費用対効果の高い施策に税収を配分すれば、更に高い排出抑制効果が期待できると考えております。

資料の2ページ。民主党からの、化石燃料のCO₂排出量に着目して課税する地球温暖化対策のための税を設けるべきで税収約2,400億円、との提案ですが環境省が8月末時点で要望していたとおり、全化石燃料への課税の税収を全額エネルギー起源CO₂対策に充てるという前提であれば、中長期の目標達成に向けて、ぎりぎり理解する範囲であると考えております。

また、ガソリンへの上乗せ課税については、ガソリン税等の当分の間の税率を維持した場合、これを排出したときを比較し、2020年時点で1%、約1,200万トンのCO₂排出量の増加を抑えることができるとも試算されております。ガソリンへの課税水準はEU主要諸国と比較して低いところ、環境省としては現在の抑制効果を最低限維持する観点から、現行負担水準を維持するべきと考えております。また、全化石燃料への課税、ガソリンへの上乗せ課

税とも、CO₂ 排出抑制効果を始めとした地球温暖化対策としての位置づけが明確となるよう、新たな税目とすることが適当と考えております。

税収の使途について、資料の3ページ。具体的に地球温暖化対策推進基本法案に掲げられた2020年に1990年比25%の温室効果ガス削減目標やエネルギー基本計画に掲げられた2030年に1990年比-30%程度、もしくはそれ以上のエネルギー起源CO₂削減という目標などの達成に向けて、全化石燃料への課税の税収を充てる対策のイメージを示しております。なお、先の事業仕分けにおいて環境省と経済産業省の事業に重複があるのではないかとの指摘を受けておりますこともあり、経済産業省とは調整を進めているところであります。

資料の4ページ。ここでお示ししておりますとおり、全化石燃料への課税について、価格転嫁を考え、最終ユーザーの負担を試算すると、民生部門が全体の約4割、運輸部門が約3割となり、民生部門、運輸部門におけるエネルギー起源CO₂対策を支援していくことが重要と考えております。具体的には省エネ機器やエコ住宅の普及による日々の暮らしのエコ化の促進や、未利用熱等の面的利用の促進による低炭素地域づくりなどを進めていきたいと考えております。

資料の5ページ。負担についての試算であります。税収規模はおおむね2,400億円規模と見込んで税率を設定し、家計調査等を基に試算をしたところ、世帯当たり年間1,200円程度、月にして100円程度の負担となりました。もともと地球温暖化対策のための税は課税をきっかけに省エネやCO₂排出抑制行動を促すこととしており、ライフスタイルを変えていただくことで光熱費等の負担が軽減される部分もあります。また、民生、運輸部門を中心とする対策の支援に税収を充てることによって負担が緩和される部分もあると思っております。

資料の6ページ。ここでは国の地球温暖化対策経費を示しております。京都議定書目標達成関連予算を基に見てみますと、全体1.1兆円の予算があります。このうちエネルギー起源CO₂排出抑制対策にかかる予算は約3,000億円となっております。これ以外の予算は約8,000億円となります。また、事業の一部が温暖化対策に当たるものの、その部分の予算が切り分けられず集計対象となっていない予算が3,800億円程度あります。これらにエコカー減税などの減税措置を合計すると、国は現行石油石炭税税収を主に活用したエネルギー起源CO₂排出抑制対策以外に1兆円程度の経費を使っていることになり、ガソリンへの上乗せ課税の税収については特定財源という要望はしておりませんが、こうした経費に充てていくべきと考えております。

また、11月9日の税調において、地方の温暖化対策に関わる予算額は1.6兆円あるという旨の説明がありましたが、先日の資料を見ますと、そのうち環境省が全化石燃料への課税分の使途として考えているエネルギー起源CO₂排出抑制対策に入りそうなものは、太陽光発電設備の導入促進と公共交通機関の利用促進くらいだと思います。エネルギー起源CO₂対策以外の施策であれば、地球温暖化対策のための税の化石燃料への課税の税収を充てることは適当ではないと考えております。

また、地方公共団体や地方の事業者の先進的な取組みの支援については、環境省ではこの

エネルギー対策特別会計の予算において、低炭素まちづくりや地方公共団体の先駆的な再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入支援などを行っています。更には、国は当初予算だけではなく、最近の補正予算において家電エコポイント、住宅エコポイントなど、相当の予算措置を講じており、当初予算のみで予算の多寡を比較するのは適当ではないと考えています。

こうした状況にかんがみれば、国が効果的な施策を推進していくことを明確に示しつつ、地方公共団体と連携して効果的な施策を推進していく方策を模索することが、御負担をいただく納税者の御理解をいただくために不可欠であり、全化石燃料への課税の税収について、あらかじめ地方予算の枠取りをすることは適当でないと考えております。

以上であります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。次に逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

話を聞いていると、なかなか発言しづらくなってくるんですが、地球温暖化対策のための税というのは非常に重要なものだと認識をしておりますけれども、「資料（環境関連税制[地方税]」（地球温暖化対策のための税）」を御覧いただきたいと思います。

まず最初に、使途・支援策についての議論がございました。CO₂の削減は勿論その排出源対策を行っていくことは極めて大事なことでありますけれども、吸収源対策を行うということも一方で重要なことだと思っております。排出源対策と吸収源対策の2つが車の両輪となって効果が出ると思っております。したがって、税収はCO₂の排出源対策だけではなくて、森林整備等の吸収源対策にも活用すべきだと思っております。

余り認識されていなかったようにも思っているんですが、22年度の税制改正大綱において、地方の役割を踏まえ地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠ですと明記をされているところでございます。したがって、このことについて明確に結果を出す必要があるかと思っております。

もう一つでございますが、先ほど来、地方の役割について話がございましたが、是非皆さんに御認識をいただきたいのですが、日本の国の公的支出、最終支出の割合でございますが、国が4割で自治体が6割というのが公的支出の最終の姿でございます。そういう観点で言いますと、様々な政策において自治体の果たしている役割は小さくないということは御理解いただけるかと思っております。

併せて環境関連について、先ほど近藤副大臣からも一部御紹介をしていただきましたが、国も地方もその内容について、いろいろ御議論のあるところではありますけれども、1兆円を超える対策をしているということは事実でございます。したがって、地方に対するこの地球温暖化対策のための税をどのように扱っていくかということは、非常に重要になると思っております。

その際に予算の中で国が地方へ予算を通して何らかの政策を打っていくということも、こ

れは一つ重要なポイントだと思いますが、現在、民主党政権ではひも付き補助金を廃止して一括交付金化をする。今までのひも付き補助金の弊害について、多くの人が御理解をいただいてやっているということを考えてみますと、新たにひも付きの補助金をつくるのがよいかどうかということについては、十分考えてみる必要があるのではないかと考えております。

更に先ほど、課税自主権を使って地方が温暖化対策をやればいいんだという話がございました。これもごもっともな指摘と思いつつも、国としても増税がなかなか難しいと言われていた中で、地方も同じようなことがあるのかなと、そんな点からも発言は慎重にしておかないと、政権に対する信頼を失いかねないという懸念を持っているところであります。

そんなことを総合的に考えますと、今回の地球温暖化対策のための税に関しては、税収の一定割合を地球温暖化対策譲与税として、地方へ譲与する仕組みをつくる必要があるのではないかと私は思っております。勿論これについても課題はいろいろあるかとは思いますが、やはり自治体も創意工夫、自主自立、責任というものを考えてみますと、そういう方式でやるのが最も費用対効果の点でもよいのではないかと考えているところです。

先ほど尾立政務官から御説明がありましたとおり、今回の税は段階的に導入をしようという話がございました。それは誠にごもっともなことであり、急激に導入すると、それはやはり国民生活にいろいろな影響を及ぼすと思っております。その際のこの譲与税化をするときにある一定程度、税収が安定してから贈与税化をした方がいいのではないかという議論もあると思いますが、私は政権と自治体との様々な関係を思いますと、初年度からセットをしておいた方が自治体の皆さんも安心されるのかなと思っております。

次でございますけれども、軽油引取税の「当分の間」税率については、揮発油税及び地方揮発油税の対応と同様の取扱いにしてはどうかと思っております。

次に、いろいろと御議論があります環境自動車税でございます。これにつきましては、11月19日の12回税制調査会において、環境自動車税（仮称）に関する基本的な考え方について提案を行って、様々な御意見をいただいております。そこで22年度税制改正大綱にのっとり、24年度税制改正において車体課税の抜本的な見直しを検討する中で、いわゆる環境自動車税構想の取扱いについても検討課題の一つとしてはどうかと考えているところでございます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、御意見、御質問を受ける時間に入ります。松木政務官。

○松木農林水産大臣政務官

5時から答弁があるものですから、言いただけ言って帰るような形になるので申し訳ないです。幾つかあるのですけれども、まず環境税は特に京都議定書における温室効果ガスの6%削減約束のうち、3分の2の3.8%相当を森林吸収により確保ということになっていたはずですが。温室効果ガスを削減するためには、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入、森林吸収源対策、木材利用対策等を強力に推進することが大変重要であると考えております

ので、もし仮に石油石炭税みたいなもので地球温暖化対策税を創立するのであれば、この使途にこういう森林吸収源対策等を明確に入れていただきたいということが一つでございます。

もう一つは、A重油の話がありましたけれども、A重油に関しましては、二次査定でAになっていますので、そのままにさせていただいたらええなと思っておりますので、是非これは本当にお願ひします。農業者は大変ですので、お願ひします。

もう一つは、そういうのから離れるんですけども、ガソリン税のことですが、離島のガソリンを何とか安くしようよという話が昔からあったと思います。この話と整合性があるかどうかは別にして、やはり離島というのはガソリン代が高いんです。我々が野党のときは暫定税率を基本的になくそうぜという話がたしかあったような気がするので、是非そんなことをもう一度お考えになっていただくこともしていただいたらありがたいと思っております。平成23年度予算に関わる民主党の提言にも、どういうわけか一番最後でございますけれども、最後に載っておりますので、是非これも考慮に入れていただきたいと思ひます。

それと、ガソリンの暫定税率をなくすのはやめたんですか。

○五十嵐財務副大臣

これについては、当分の間続けるという。

○松木農林水産大臣政務官

やめることをやめたわけではないと。

○五十嵐財務副大臣

暫定税率とは言わないです。暫定税率はやめたということになると思ひます。当分の間の税率維持ということになります。

○松木農林水産大臣政務官

暫定税率をなくすという話は、まだこちらの方に置いてあるということですか。

○五十嵐財務副大臣

暫定税率そのものはもうなくなったんです。

○松木農林水産大臣政務官

なくなったんですか。それはすみませんでした。認識不足でございました。

○五十嵐財務副大臣

亀井会長、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

今の関連で発言をいたします。国民新党の考え方ですけれども、地球温暖化対策税が民主党の目玉政策ということですので、なるべく理解をして御協力したいと思ひますけれども、そうであるならば、やはり現在の政府の経済対策に逆行しない方向でお考えいただきたいと思ひます。

それで暫定税率なんですけれども、やはり石油価格に二重に課税をするような形にならないように、石炭税を上げるということであるならば、暫定税率の方は廃止すべきだと考えます。もともと暫定税率は、我が党は目的税であるから維持をして道路建設に使うべきである

と。必要がなくなったときには本来廃止すべきであるという主張をしております、一般財源化には最後まで反対をしております。ですので、この部分を整理しないと、やはりこの地球温暖化対策税は説明が付かないと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、池口副大臣、お願いします。

○池口国土交通副大臣

何点かありますけれども、1つは地球温暖化対策の税。今回の引上げの幅がどうかというのはわかりませんが、一般的に言って地球温暖化対策のためには環境に優しい交通体系に誘導することが必要だと思っております。その意味で公共交通機関等に対してはいろいろな措置がされておりますので、今後も地球温暖化対策税を考えるに当たっては、海運なり鉄道、営業用トラック、これは排出量も少ないわけですから、これに対する措置をお願いをしたいと思っております。

もう一つは、この税の使い方という観点で、経産省が5ページで例を示していますが、私はこれは非常に適切な提案だと思っております、国交省としても運輸なり特に住宅等の対策には是非使っていただきたいと思っております。

それと環境省の2ページにガソリンへの上乗せ課税をCO₂排出抑制効果を税制上明確に位置づけということで書いていますけれども、説明の中でも中央環境審議会グリーン税制の意見とも言われていると言われてるように、実は「とも」言われているんです。本当にガソリン価格によって排出量が左右されるという資料は、私は確認して明確に見たことはありません。すべてモデルでございます。それはなぜかという、今、自動車は生活必需品ですから、特に地方においては価格が上がるかと下がるかと使用するわけですから、それを考えれば、この環境省の言いぶりというのはいつもそうですが、私は検証する必要があると思っております。

いちいち文句を付けて申し訳ないのですが、総務省の提案の環境自動車税ですけれども、私はまだ議論が不足をしておるので、この環境自動車税構想というのを入れなくても、平成22年度税制改正大綱で十分に書いているわけですから、新たに変える必要はないと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

それでは、笹木副大臣。

○笹木文部科学副大臣

特に省からということではないのですが、お話をお聞きして、とにかくこの地球温暖化対策のための税とか、あるいは環境税とか、そうした方向で税を取っていくということになる場合は極力、今は対策でこういうことをやっているという御報告はいろいろありましたが、とりあえず新しい対策をしっかり、使い道ですね。かなり環境対策、温暖化対策に限定した、そういう使い方をお願いしたい。これは一般的な意見です。

もう一つ、先ほど法人税との関係で研究開発投資のことも一部ありましたが、とにかくこの新しいグリーン化のための研究開発。そうしたものに対しても、これは国でも地方でも併せて、いろいろなことを考えていく必要がある。今後の中期的な課題としてあるのだろうと思います。併せて研究開発税制は法人税にかかわらず、イノベーションのために、雇用のために拡充が必要だと思っています。

○五十嵐財務副大臣

では、小宮山副大臣。

○小宮山厚生労働副大臣

この地球温暖化対策税が民主党の政権で実現していくというのは非常に大きな意味があると思っています。前にも申し上げたように、ずっと前、環境NCをやっていたころには、とてもとても実現をするという形ではなかったもので、やはり政権交代をして、これは民主党政権だからこういう形のものができるということをしかりとアピールをしていったらいいと思っています。今、国際交渉の中でも、どうも日本が後ろ向きのようなニュースがいろいろな形で流れているのは大変残念なことなので、こういうところをきちんと一つずつやっているということをしかりとアピールできようにしていったらいいと思うのが1点。

この使い道ですけれども、諸外国の中では年金に使ったり、厚労としては魅力的な部分もございしますが、これはやはりCO₂削減のためにということで、これは新しいエネルギーの問題とか、先ほど逢坂政務官も言われたように、日本の今の仕組みは非常に森林吸収源に多く頼ってしまっていて、それは最大限手入れをしたときに吸収できることになっているんです。ですから、税の配り方というか、配分の仕方をどうするかというのは、また議論がいろいろあるかとは思いますが、やはりそういう意味で幅広くCO₂削減のためにということであれば、森林吸収源対策にもしかり使っていただきたいのではないかと思いますので、しかりといい組み立てにして、民主党中心の政権、現政権ならではの対策ということで、しかりと打ち出していったらいいのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

では、池田副大臣。

○池田経済産業副大臣

総務省の方からの話で若干問題があると思いましたが、発言をせざるを得ませんが、住民自治の原則にのっとり課税自主権を行使すべきではないかといって、何かそしりを受ける理由はありません。日本の憲法はこうだと言われて、我々は怒りませんよ。全く理解不能の発言でありまして、是非そういうふうにとめていただきたい。

それから、車体課税について、またおっしゃいましたけれども、22年度税制改正大綱にあるとおり、省略して言いますからね、いっぱいあるんですけれども、エコカー減税の期限到来時まで、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直すと、そういう見直しを検討するというふうになってしまっていて、これを来年度の税制改正大綱でも確認することに尽きるわけです。そもそも、自動車だけに環境に着目した課税をすることは不合理でありまし

て、車体課税を環境関連税制として議論すること自体は無理があると思います。そうした位置づけで議論していくことについては賛成できないと思います。

総務省の環境自動車税はどうだこうだと余り言いたくはないけれども、車体課税全体の見直し案となっていない。走行時に燃料税を負担しているのに重ねて環境に着目した税を課するのは不合理である等々ありまして、様々な問題点が複数の意見からこの場でも指摘されておりまして、昨年の大綱の方針にのっとりた見直し案として不相当という意見が強かったわけでありまして。したがって、今後の車体課税の議論においては、環境自動車税構想をベースに検討を進めることは賛成できません。

なお、自動車の環境対応の促進という観点からは、エコカー減税という方が有効でありまして、党の提言にあるとおり、この制度の枠組みを維持することを来年度の大綱に明記してはどうかと考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

それでは、平野副大臣に行ってから反論をお願いします。

○平野内閣府副大臣

国家戦略室は、実は地球温暖化対策を担当しておりまして、その観点から少し発言をさせていただきたいと思います。

実は、地球温暖化対策のための税、中野会長がおられますけれども、税につきましては、御案内のとおり、これは党を中心にずっと議論を進めてきまして、また、全体的な制度設計という言い方が正しいかどうかわかりませんが、その骨格も党がつくっております。

その過程の中で、様々な議論がありまして、私どもは、ともかく3本柱の1本だということで、何とかまとめていただけないかということでの側面からのお願いをしてきた経緯がございます。

その中で、党税調の中で様々な議論がある中で、最も激しい議論が行われた1つが、私はこの地球温暖化対策のための税であったんではなかったと思ひまして、その議論の中で、税収2,400億というフルに実施した場合の石石税、1円ということになりますけれども、そういった形で合意をしたということでありまして、その合意と併せて、幾つかの重要な論点があります。

1つは、急激な負担増にならないように配慮すべきだということについては、先ほど財務省、尾立政務官からのお話もありましたけれども、段階的にやるべきだということで反映されています。

しかし、実はそのほかに、この15ページの報告書の中に、2ページ近くにわたって、実は地球温暖化税のための税について、いろんなことを書いております。ここに書いてあることについての配慮が、私はまだ十分ではないのではないかとすることがありまして、今、ここについてここで議論するということは、必ずしも適切ではないと思いますので、個々の議論については触れませんが、いずれ相当議論した中で、例えば先ほど話になっている「当

分の間」の税率との関係の中で、なぜ更に税率を上げるんだといった議論等々のある中で、最終的に、やはり党の方でまとめていただいて、それをそのまま政府がいただいて、3本柱のどうやら1本柱が立ちそうだという状況の中で、私が中野座長の前でこんなことを言うのは、ちょっと差し出がましいかもしれませんが、党の要望については、いろんな形でこれからもきっちり、細部にわたっている書き方をしますので、反映させる努力は是非やっていかないと、政治的にもいろんな意味においても、この税を実際に入れて、それを実際に動かしていくというときに、円滑に進める上での支障が生じかねないとも限りませんので、このことをちょっと申し上げておきたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

幾つか話がありましたので、私から2つお話しさせていただきます。

まず、地方の課税自主権のことについて、私が否定的な発言をしたかのように取られて、本当に申し訳ございません。私はそう話したのではなくて、地方が課税自主権を強化して、その範囲で環境対策をすべきということは重要な指摘であるという話をさせていただいた。

しかしながら、国も増税するというのはなかなか厳しい中で、地方も増税するというのは結構厳しいところがあるので、その点も頭に入れておく必要があるのではないかという話をさせていただいたわけでありまして。この点、うまく伝わっていないようであれば、再度お話しさせていただきます。

2点目です。環境自動車税については、実は先般の党のPTでも非常に激しい御叱責をいただきまして、そんな経過がございました。

その中で、若干これまでの経過だけをお話しさせていただきますと、昨年12月7日と聞いておりますが、この税制調査会の本体会合において、当時の原口大臣がこのことについて発言をされ、検討していきたいということになっていたと、私はバトンを受け継いだ段階で承知しております。

その後、総務省の中に検討会を設けて、民間有識者などで検討いただいて、ある一定の考えをまとめた。それを世に出した。その段階では、まだ、検討会の考え方であった。そして、それを踏まえて、様々御意見を伺った上で、11月2日に片山大臣から発表させていただいたというのがプロセスでございます。

したがって、先般、党の調査会で、火事場何とかという話があったんですが、そういうことではなかったのではないかと考えています。

勿論、この環境自動車税について、これから十分に議論を重ねなければならないと思っておりますので、その意味で、24年度税制改正大綱の中で、また御議論をいただければというのが、我々の考え方でございます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

片山大臣。

○片山総務大臣

今、逢坂さんからお話ししたとおりなんですが、池田さんが問題提起された件について、少し補足しておきますと、課税自主権というのは、自治体が自分たちの身の回りのことをするときに、何か標準的な仕事よりももっと上乘せをしてやりたい。そういうときに、自分たちの負担でやりますか。それともやりませんか、これが基本なんです。

そもそも国策について、国全体でやるべしといったときに、この課税自主権を発揮してくださいというのは、ちょっと筋が違います。国策は、やはり国が何らかの財源を手当してあげなければいけない。そここのところは課税自主権を考える場合に、何でもかんでも自分たちであげればいいんだと、そういうことではないということは認識をしておいていただきたいと思うんです。

もう一つ、さっきお話を聞いていて、やはり補助金志向が非常に強いというのは、これは総務大臣というよりは、地域主権改革担当大臣として気になります。これらを民主党政権はやめていこうという方向ですから、これは各省の官僚の皆さんは、補助金志向は非常に強いんですけれども、やはり政権はそうではないという気構えを持っていただきたいと思います。

それから、経産省はありましたけれども、特会も整理、仕分けをしているわけです。そういう中で、また新しい特会というのは、やはりこれも私なんかは非常に違和感があるんです。できるだけ税というのは、一般会計の中で切り盛りをしていくというのが原則ですし、そのために今までの特会を仕分けしているわけですから、これもやはり認識をしておく必要があるんじゃないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

では、中野座長。

○中野民主党税制改正PT座長

地球温暖化税対策について大変御注目をいただき、また、その対応において各省庁御採用をいただいていることについては感謝を申し上げたいと思います。

党の提言、実はある意味フレームごとにはばらばらの印象も持たれる部分があるかもしれませんが、これは微妙に全部関連をいたしておりまして、ここへまとめるのに、それこそ十数回の総会も開き、いろんな調整も行いました。

また、微妙な問題もありますので、行間の文字を是非読み取っていただきたいと熱烈に思う部分もございます。

今、いろいろ御議論をいただきましたが、地方の課税自主権、これは池田さんと皆さんの言葉のあやのやりとりだと思うので、原則は、お互いに皆さん承知の上で議論をされていると思います。このことについての本質論ではないだろうと思いますので、そのことには触れませんが、その中で、石油石炭税を活用して、新たな税を設けるといことにし、その用途について、今、総務大臣からも言われたのですが、これを負担するところ、納税するところ

ろのいろんな心理、気持ち等々も含めて、特会トータルとして、原則論として廃止する方向へいく党の方針は分かっているんですが、この問題については大変苦慮をいたしました。

しかし、その中で、何とか皆さんに御理解をいただけるぎりぎりの線をとという気持ちで、この課税対象と用途ということをつかむということを考え、特会の中で使う、このことにまずは限定をしようと、これも苦心惨憺のことです。

しかし、これに伴って、いろんな副作用が出てきますので、それに対してフォローするということでは、また、これは意味がなくなってしまいます。

これらのことを考え合わせて、我々としては別の視点で、その副作用、例えば暫定税率の問題の対策も、これは暫定税率という意味では廃止をいたしましたけれども、その代わりの用途として使っている、その対策については、これは別途の視点で考えようと、いわゆる一般会計の中で考えていかざるを得ないだろうということで、ここは実は文章を書き分けているところであります。

また、交付金または補助金のことにつきましても、軽油重油間に関連して設けられた物流公共交通機関に対する交付金のこと、これは間接的に平野さんが、今、言ってくださったと思いますが、これは自治体で法律に基づかずに、今、通達でやってきたかと思いますが、なかなか自治体もいろんな個性のある自治体、首長が出ておられて、なかなか全国一体としてというのが難しいケースも見受けられます。これらのことも考え合わせて、これは国の責任で確実に実現をするのだということ、やはりやっていただけませんと、複雑なブロックを組み立ててつくり上げたシステムという視点からすると、1つ抜けますと、がらがらと全体の構想が抜け落ちてしまって、壊れてしまって、そして、地球温暖化対策のための税を四苦八苦して設け、つくったそのことの根底に関わるということが起こりかねませんので、それらのことはまずはスタートする、そのためのいろんな試行錯誤の一環だと御理解をいただき、この党の提言を、2,400億円だけではなくて、トータルとして御採用をいただけるように、私としてはお願い申し上げたいと思います。

なお、ナフサ、オフガス、原料炭についても世界的に課税している例はなく、世界標準に照らした対応を求めるものであるという書き方をしましたが、よく一般的に言われます恒久化ということについては、これは国際水準に合わせて、そういう時代というか、ある意味当然のことなのではないだろうかというふうに考えました。

もう一つ、これもちょっとこっちを向かないで言いますが、環境自動車税構想、この文言ですね。今年これを入れるのは、ちょっと御勘弁願いたいというか、というよりも、1年後、これはどうせ中央、言うならば財務省と総務省の所管で、地方税と国税との整理をしなければいけないわけですから、そのときに、こういう特定の項目を入れずに白紙で議論をしていただいた方が中立的でいいのではないかというふうに考えておりますので、そのことも併せてお願いしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

時間が迫っておりますので、手短にお願いいたします。迫っているというか、もう過ぎて

います。

○平岡総務副大臣

手短にやろうと思えますけれども、ちょっと、今日の全体の議論を聞いていて思ったのは、まず、地球温暖化対策について、どういう政策の状況の中で、今、議論をしているのかというところが、私はいまいちはっきりしなかった。

つまり、とりあえず、地球温暖化対策、総合的な対策について決まらない、とりあえずの状況で何か税だけ議論しようとしているのか、それとも、この文章の中に地球温暖化対策のための税と国内排出量取引制度、再生可能エネルギー全量固定価格買取制度の3施策を進めていく中で、総合的な検討を行っていくというふうに書いてあるんだけど、例えば吸収源対策とか、こういうのは入っていないわけですね。

ということでいけば、本当は、まず、地球温暖化対策として政府全体として、どういう政策を取っていくのかという大きな枠組みを、やはり省庁横断的に政治主導で枠組みをつくって、その中で税の役割は何なのかというようなことをしていかなければ、私はちゃんとした議論はできないんだろうと思います。

ただ、このタイミングで、今、言ったようなことができるとも思えないので、そうだとすると、今回の議論というのは、そういう総合的な対策はできないけれども、とりあえずのものとしてスタートさせて、総合的なものができたときには、そのときにまた改めてどういうふうに位置づけるかと決めるんだというような位置づけで議論するというのなら、相当位置づけを明確にして議論していかなければ、私はちゃんとした議論はできないんじゃないかと思うんです。

例えば、具体的に言うと「当分の間」の税率を何か維持するとかというふうに書いていますけれども、それはしかし理論的に言ったら一体何なのかと、とりあえずの話ならそれでいいかもしれないけれども、それを総合的な対策の中で「当分の間」の税率を維持するというような問題提起の仕方というのは、私はおかしいだろうと思うんです。

もう一つは、特会の話が出ましたけれども、私も中野先生と片山大臣の話を聞いていて思うんですけれども、今、エネルギー特会でやろうとしているものだけではなくて、吸収源対策であったり、あるいは総合的な交通体系をどうするかという中において、どういうふうに金を使うのかとか、あるいは総務省でやっているICTの中で、やはり省エネ関係の政策というのは、いっぱいあるんです。

そういうものを考えたときには、エネルギー特会で全部やってしまいますというのは、やはり私の感覚としてはおかしくて、やはり地球温暖化対策を総合的に講じていく枠組みの中でお金をどう使うかということをする。そのためには一般会計でやるのか、あるいはエネルギー特会を改組して、もっと大きな枠組みの特会でやるのかという議論もやはり必要ではないかという気がします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。総合的な政策体系が必要だというのは、そのとおりだと思います。

「当分の間」税率については、当初「当分の間」税率も、今の温対税の中に含めるという提案があったんですが、一応、ここでは外して、温対税の中には含めないということで、これは別物として維持するという仕分けにここではなっているわけです。そのために書いてあるということです。

○平岡総務副大臣

それで、本当に地球温暖化対策が講じられるならばいいけれども、やはり金が足りなくて、いきなり出た「当分の間」の税率の水準でとったものも、地球温暖化対策の施策に回していかなければいけないということもあるわけですね。

○五十嵐財務副大臣

それは、今後の議論になるということだと思います。

○中野民主党税制改正PT座長

簡単に言います。平岡さんのおっしゃっていることは、中長期に見て、本当に原則的にそうだと思います。ただ、この2,400億円の捻出というのが、大変な苦労の中で、結局、この枠で使うので精一杯という事情もあり、おっしゃる原則に照らして実行しようと思えば、これはもっと大きな視点で考えていかなければいけないことだと思います。

それから、森林など吸収源対策については、いわゆる国策全体でこの問題に取り組むことで、この分野で、せつかくこれができるんだから、みんなで取り合いをしようというほどの金額ではないということも含めて、もっと総合的に対応を考えていただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

それでは、峰崎さん。

○峰崎内閣官房参与

国土交通大臣がいるときに言わないと意味がないことだったんですが、航空機燃料税の引下げのところで、一般財源などに本当は留意していたんですが、一般財源は、今度には出さないですね。要するに航空機燃料税を減らすんですから、前提条件としては、一般財源を出していたものは、これはもうないという理解でいいんですか、それとも一般財源は残しつつ、補填をすることを残しつつ、この航空機燃料税だけ減免するということなのか、ここら辺はどうなのかというのは、実は前から聞きたいなと思っていました。これが1点です。

それから、中野先生のおっしゃっているガラス細工の話はよくわかりますので、とりあえず、ここで小さく産んで大きく育てようという発想なんだろうと思いますが、私はもともと、私たちが野党時代は、どういうことを言っていたかということ、環境税はむしろ後で排出権取引を先行させようということだったんです。これでは逆になってしまって、こういった環境税と言えるかどうか、今度のものが、そうは思わないですけども、しかし、それで三位一体ではないけれども、さっきの固定買取というのも含めて、これはやはり早急に環境省にきちんとやってもらいたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

今の航空機燃料税について。

○尾立財務大臣政務官

今の航空機燃料税については、今、御指摘いただいたような論点に着目しつつ、一般財源からの繰入れを縮減しつつ。

○峰崎内閣官房参与

縮減ではなくて廃止ではないんですか。

○尾立財務大臣政務官

廃止というところまで行けるかどうかわかりませんが、縮減しつつ、今、協議しておる最中でございます。

○五十嵐財務副大臣

亀井会長。

○亀井国民新党政調会長

これは、民主党さんに対する質問でもあるんですけれども、私は、特別会計の事業仕分けに関わりました。あのときのスタンスなんですけれども、特別会計が悪い、特別会計を廃止するなどという方向ではなかったというふうに理解をしております。

つまり、蓮舫大臣も特別会計であり、一般会計であり、無駄は見直していくということであって、財布は悪くないという理解で、少なくとも私たち仕分け人は作業をいたしました。

エネルギー特別会計に関して、私、ちょうど担当のチームでしたけれども、あのときに議論されたこととして、もともと経産省の特会であり、そこに地球温暖化、CO₂削減という観点が入ってきて環境省も財源として使うようになったと。

ただ、今後、例えば国交省が自動車でもCO₂削減に資する政策をつくったときに、エネルギー特会が使えるのかどうかというような議論になって、かなり紛糾をして、そのまま終わっております。

ですので、もし、石炭税を加算して、そして、従来の仕組みでエネルギー特会ということであるならば、やはりそれを使う対象者は、どこの役所なのかという議論も整理しなければいけないでしょうし、また、エネルギー特会の中では環境省は、後発の役所ということで非常に立場が弱い、ほとんど産業になると経産省に持っていかれるという仕組みだということも、理解はいたしております。

また、一度、これは一般財源に入ってから特会に入って、剰余金は財投に行くという仕組みの特会だと記憶しておりますので、その辺の議論の整理も必要かと思えます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。無駄の温床になりやすいという面から、無駄の排除という面では、やはり議論を深めていかなければいけないとは思っています。

末松副大臣。

○末松内閣府副大臣

私は、地球温暖化対策税はまず賛成なんですけど、細かい点で申し訳ない、また、先ほどの

環境自動車税ですか、逢坂政務官に追撃的な感じて、誠に申し訳ないんですけども、来年度ではなくて、再来年度の24年度に事前ノミネートするというような、これは消費者の立場から見ても、なんか環境に対して悪乗りしているような感じもちょっとあるので、勿論重要なのは、24年度に詰まった形で説得的な議論をしていただくと、それを是非やっていくべきだろうと思っていますので、一言申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

では、短くお願いします。

○近藤環境副大臣

環境に関わる税ということで、いろいろと今、御指摘とかありました。そして、中野座長からも総合的にいろいろとお話をさせていただいて、ずっとマニフェストで、環境税ということであって来たことでありまして、環境省としては是非実現をしていきたいと思っています。

そして、先ほど平岡副大臣からも御指摘がありました。3点セットということは、税買い取り、または排出権取引と言ってきたわけですが、そういう意味では、これが残念ながらまだできていないというわけですが、まず、税をと思っております。

そういう意味では、是非実現をしていきたいということと、先ほど、ちょっと税の名称のことについてもありましたが、CO₂ 排出抑制の効果と、それについて、また、位置づけ、これでやはりマニフェストの関係でも大事であります。ですから、位置づけがとさっき申し上げましたが、位置づけもという思いもあります。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

それでは、海江田大臣。

○海江田内閣府特命担当大臣

同じ環境なんですが、実は昨日の納税環境のところ、お話が出なかったということで、これは五十嵐主査に是非お願いでございますが、いよいよ納税者権利憲章、それから国税通則法の見直しということでございますが、そういう納税環境が大きく変わります。

それから、ちょうど平成13年度の税理士法の改正からちょうど10年目に当たりますので、やはりこの憲章と通則法、その絡みで税理士法を変えるということも大綱の中に盛り込んでいただきたい。

ちなみに、平成13年の改正のときも、大綱の中に税理士法の見直しというのが入っておりましたので、それを是非お願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

今のことについて、政務官。

○尾立財務大臣政務官

今、いただいた御意見を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。環境関連税制については、いろいろたくさんのお意見をいただきまして、ありがとうございました。本日の御議論を踏まえ、とりまとめ（案）の作成に入っていきたいと思います。具体案の調整及び議論が収束していない部分につきまして、会長、会長代行が引き取り、企画委員会でも議論の上、全体会合に報告し、御確認をいただくこととしたいと思います。

本日は、長い間、特に両大臣、最後までおいでいただきましてありがとうございました。

専門家委員会の中間報告についても、本日の議題としておりましたが、議論の時間を十分に確保できないということで、明日5時15分から税調を開催し、報告を聴取し、討議したいと思います。

更に、明日の税調においては、昨日と本日の審議事項について自由討議を行いたいと思いますので、中野座長にも更に御発言をお願いしたいと思います。

本日の会議は、以上で終わります。ありがとうございました。

なお、記者会見は通例どおり、間もなくこの場所で行います。本日は、散会いたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。